

令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務
- (2) 業務内容
別紙「令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託先選定数
1者

2 見積限度額

3,410千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

3 スケジュール

内 容	日 程
募集公示	令和8年3月31日（火）
質問受付期限	4月10日（金）
質問に対する回答	4月14日（火）
参加申込書提出期限	4月15日（水）
提案資格の審査・確認結果等通知	4月17日（金）
企画提案書提出期限	4月27日（月）
プレゼンテーション・審査会	5月11日（月）午後予定
審査結果の通知・公表	5月13日（水）予定

4 資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴

力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問方法

別紙様式1「令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務プロポーザルに関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

イ 受付期限

令和8年4月10日（金）午後4時（必着）

ウ 提出先

下記「15 担当課（問合せ先）」に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正として扱う。

イ 回答日

令和8年4月14日（火）

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 別紙様式2「令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務プロポーザル参加申込書」

(イ) 県税納税証明書（新潟県に納税義務を有する者。参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

(ウ) 法人等の概要を説明したパンフレット等

※上記(ア)～(ウ)はPDFファイル形式で提出すること。

イ 提出期限

令和8年4月15日（水）午後4時（必着）

ウ 提出先

下記「15 担当課（問合せ先）」に同じ

エ 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、4月17日（金）までに提案資格の確認結果を通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、4月27日（月）午後4時までに別紙様式3「令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務プロポーザル参加申込辞退書」を下記「15 担当課（問合せ先）」に提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、表紙に社名明記、A4横印刷・左上綴じ、片面20ページ以内、文字サイズ10ポイント以上(注釈は10ポイント未満でも可)）

以下の項目について、仕様書をふまえて提案すること。

(ア) 企画概要

企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。

(イ) 実施体制

事業実施体制について記載すること。なお、従事予定者について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

(ウ) 若者や女性に選ばれる職場環づくりセミナー

- ・ セミナーの実施場所（オンラインの場合は使用するツール等）、回数、1回あたりの時間、開催時期等の計画、カリキュラム、講師案等を記載すること。
- ・ 企業へアプローチするための工夫点、広報の方法及び業務スケジュールを記載すること。

(エ) 個別伴走支援

- ・ 個別支援を希望する企業が抱える課題を明確化し、具体的な取組につなげるための工夫点等を記載すること。

(オ) 若者の働くことに対する意識・価値観の共有

- ・ 実施場所（オンラインの場合は使用するツール等）、回数、1回あたりの時間、開催時期等の計画、カリキュラム、講師案等を記載すること。

(カ) 企業認定制度活用促進キャンペーン

- ・ キャンペーンの実施内容（コンテンツ・ターゲット・媒体・連携機関・連携事業等）を記載すること。

(キ) スケジュール

全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

(ク) 実績

過去に同様の業務の実績がある場合は、当該内容及び実績について記載すること。なお、業務受託（国及び地方公共団体からの受託に限る）による場合は、別紙様式4「業務実績一覧表」に記載すること。

イ 見積書（任意様式、総額及び内訳について作成、代表者名明記）

ウ 審査加点要件を満たしていることを証する書類

審査基準において「ワーク・ライフ・バランス推進の取組への積極性」の要件を満たしている場合は、以下の書類を添付すること。

- ・ 登録（認定）証の写し（複数該当の場合はいずれか1つ添付）
新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）ゴールド認定、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし、ユースエール

(2) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）、ただしウについては1部

(3) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後4時（必着）

(4) 提出先

下記「15 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(6) その他

ア 提案者は1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限以後の書類の差替えや再提出は認めない。

8 プレゼンテーション・審査会の実施

本プロポーザルの審査は、令和8年度多様で柔軟な働き方実践企業創出業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年5月11日（月）午後予定

(2) 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を利用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

なお、一次審査の有無及びプレゼンテーションの時間等の詳細は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

9 審査要領

次の審査基準に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

審査項目		審査内容(要求内容)	点数
提案内容	全体	事業目的を理解し、その実現に向けて有効な方針(コンセプト)、内容となっているか。また、適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
	セミナー	企画内容は、若者をはじめとする労働者の動向及び現状の職場環境の課題を踏まえつつ、企業の意識改革や具体的な取組につながるよう工夫がされているか。	10
		効果的な企画・広報媒体等により経営層の集客が期待できるものとなっているか。また、企業への効果的なアプローチ手法が提案されているか。	10
	個別伴走支援	支援の内容は、個別支援を希望する企業が抱える課題を解決し、具体的な取組につなげることが期待できるか。	10
	若者の就労意識の共有	企画内容は、企業が若者の働くことに対する意識や価値観について理解を深める機会となり、現状と若者の意識とのギャップを把握し、課題として捉えらるとともに、職場環境の改善に向けた実践を促す契機となるよう工夫がされているか。	10
		効果的な企画・広報媒体等により経営層の集客が期待できるものとなっているか。また、企業への効果的なアプローチ手法が提案されているか。	10
	企業認定活用促進キャンペーン	企画内容は、現状の採用市場における求職者・企業の課題を踏まえ、就活生・求職者の行動変容が見込める内容になっているか。	10
		効果的な企画・広報媒体等により、ターゲットへのアプローチが期待できるものとなっているか。	10
事業実施能力	組織・運営体制	業務や報告、協議等を円滑に行うことができる人員配置・組織体制となっているか。	5
		類似業務の実績や、本業務に対する専門知識・ノウハウを有しており、経験や知識を生かした成果が期待できるか。	10
費用対効果		提案内容と見積額を比較考量し、費用対効果が期待できるか。	3
ワーク・ライフ・バランス推進の取組への積極性		新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful)ゴールド認定企業若しくはくるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし、ユースエール認定企業であるか。	2
合 計			100

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

11 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式 5 「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

12 契約に関する条件等

本業務において個人情報を取り扱う場合は、仕様書別記 1 「個人情報取扱特記事項」によることとする。また、本業務の実施にあたっては、仕様書別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」に十分配慮すること。

13 その他の留意事項等

- (1) 参加申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (5) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

14 共同企業体による参加

- (1) 共同企業体による参加申し込みは次のア～ウを全て満たす場合に可能とする。
 - ア 構成員の全てが4に示す資格要件の全てを満たす法人（団体）であり、そのうち1者が代表幹事社になること。
 - イ 共同企業体を構成するいずれの者も、本プロポーザルにおける他の共同企業体の一員と なっていないこと。
 - ウ プロポーザル審査後、委託契約の締結交渉を行う際には共同企業体の形成を証する書類を提出すること。
- (2) 共同企業体による参加の場合、参加申込については次のとおり行うこと。
 - ・ 別紙様式2参加申込書の提出にあたっては、共同企業体名称を併記のうえ、代表幹事社が申し込むこと。
 - ・ 別紙として、代表幹事社及び他全構成員の住所・名称・代表者名を記載した資料を添付すること。
 - ・ 県税納税証明書及び法人等の概要を説明したパンフレット等については、全構成員分を提出すること（県税納税証明書にあっては、新潟県に納税義務を有する全構成員分）。

15 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 しごと定住促進課 働き方改革推進室

担当：大久保（令和8年3月31日まで）、湯淺（令和8年4月1日以降）

TEL：025-280-5260

E-mail：ngt050050@pref.niigata.lg.jp